# 令和８年度
# 第１回福島県農業振興審議会
# 議　事　録

日時　令和８年９月７日（月）
　　１３時３０分～１５時３０分
場所　福島県庁西庁舎１２階　講堂

福島県農業振興審議会事務局

## 1　出席者

（1）福島県農業振興審議会委員　計１２名　※はリモート参加（８名）

菊地裕委員、紺野宏委員※、家久来克之委員、佐藤ゆきえ委員※、石井圭一委員※、
河野恵伸委員、原田英美委員※、佐川京子委員※、
鈴木秀子委員（代理出席：小河原貴之氏）、清水裕香里委員※、永傳美夏委員※、
鈴木ふみか委員※

（2）福島県　計３７名　※はリモート参加（８名）

農林水産部長、農林水産部技監、農林水産部政策監、農林水産部食産業振興監、
農林水産部次長（農業支援担当）、農林水産部次長（生産流通担当）、
農林水産部次長（農村整備担当）、農林水産部次長（森林林業担当）、
農林総務課長、農林企画課長、農林技術課長、農業振興課長、
農業担い手課主幹兼副課長、農業担い手課主幹、環境保全農業課長、農業経済課長、
農産物流通課長、水田畑作課長、園芸課長、畜産課長、水産課長、農村計画課長、
農村振興課長、農村基盤整備課長、農地管理課長、森林計画課長、森林整備課長、
林業振興課長、森林保全課長、県北農林事務所長※、県中農林事務所長※、
県南農林事務所長※、会津農林事務所長※、南会津農林事務所次長※、
相双農林事務所長※、いわき農林事務所長※、農業総合センター所長※

## 2　議事・報告

（1）福島県農林水産業振興計画の進行管理等について

（2）その他

## 3　発言者名・発言内容

次のとおり

| | |
|---|---|
| 司　　会<br>（部企画主幹） | 本日は御多忙のところ福島県農業振興審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。司会進行を務めます農林水産部企画主幹の鈴木です。本日は、大雨の影響により、会場出席からリモート出席、または欠席となりました方がいらっしゃいますので、会場出席の方はお配りしております資料、リモート出席の方は本日お送りしました資料を御確認ください。<br>本審議会は「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、一般県民に公開するとともに、議事録を県ホームページに掲載することになっております。あらかじめ御了承ください。<br><br>－－部長挨拶－－<br>はじめに、農林水産部長の小貫より御挨拶を申し上げます。 |
| 農林水産部長 | 皆さんこんにちは。本日はお足元の悪い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。オンラインで御参加の委員におかれましても、開催方法の変更に御対応いただき感謝申し上げます。<br>改めまして、福島県農業振興審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。<br>日頃より本県農林水産業の振興に御理解と御協力をいただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。<br>今回は、農業振興審議会委員の改選後、初めての開催となります。委員の皆様には、今般の改選に当たりまして、委員の就任を快くお引き受けいただき、心から御礼申し上げます。<br>さて、今年は東日本大震災と原発事故から 15 年、そして福島県政 150 周年の節目の年であるとともに、第３期復興・創生期間のスタートの年でもあります。<br>被災地においては、担い手への農地の集約化や、スマート農業による生産体系の構築、生産施設の整備等を支援しており、令和 12 年度までに営農再開面積と農業産出額を、震災前の 75%まで回復させることを目標に取り組んでいるところです。<br>また、浪江町と田村市都路地区において大規模な復興牧場が稼働したほか、先月には本県産ももの台湾への本格輸出が 16 年ぶりに再開するなど、本県農業の復興に向けた歩みが着実に進んでいると実感しております。<br>一方で、いまだ根強く残る風評と風化の問題のほか、物価の高止まり、近年顕著である夏季の高温をはじめとした異常気象等による農産物の減収・品質の低下など、農業生産の現場では、厳しい状況が続いております。<br>これらの急激な社会情勢の変化や新たな課題に対応し、食料安全保障を確保するため、国において、食料・農業・農村基本法の改正や新たな食料・農業・農村基本計画を策定したことから、本県においても審議会委員の皆様から御意見を頂戴し、今年２月に福島県農林水産業振興計画を見直したところです。<br>本日の審議会では、会長・副会長の選任後、これまでの取組や計画の進捗状況、指標の見直しについて意見交換させていただきたいと考えております。<br>委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願いいたします。<br>本日は、どうぞよろしくお願いいたします。 |
| 司　　会 | 次に、議事に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本日は、委員現員 18 名中、リモートでの参加を含め、12 名の委員に御出席いただいております。福島県農業振興審議会規則第５条第３項の「過半数の出席」に達しておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。 |

| | |
|---|---|
| | ――会長選任―― |
| | 続きまして、本日の審議会は本年８月に改選して以来、初めての開催となります。福島県農業振興審議会規則第３条の規定に基づき、会長・副会長の選任を行いたいと存じます。同規則では、「当審議会の会長・副会長は委員の互選によって定める」とされております。つきましては、会長・副会長の選任について、自薦、他薦問わず御意見を頂戴したいと存じます。 |
| 菊地裕委員 | はい。農業会議の菊地です、事務局案があれば御提示をお願いします。 |
| 司　　会 | 事務局、お願いします。 |
| 農林企画課長<br>（事務局） | 事務局として、会長には農業経済学など農業政策にも精通しておられ、現在、福島大学食農学類長である河野恵伸委員を御提案いたします。また、副会長には、同じく改選前に副会長でありました東北大学大学院農学研究科の石井圭一委員を御提案いたします。 |
| 司　　会 | ただ今、事務局より、会長に河野委員、副会長に石井委員との案が示されました。いかがでしょうか。 |
| 各 委 員 | 異議なし。 |
| 司　　会 | 御異議がないとのことですので、会長は河野委員、副会長は石井委員にお願いいたします。<br>河野委員は会長席に御移動願います。<br>それでは、河野会長より御挨拶をいただきたいと思います。 |
| | ――会長挨拶―― |
| 会　　長 | 皆さん、こんにちは。リモートの方々、よろしくお願いします。会長を務めることとなりました福島大学食農学類長の河野です。委員の皆様におかれましては御多忙のところ、御出席いただき厚く御礼申し上げます。円滑な議事進行に努めますので、御協力のほど、よろしくお願いします。<br>さて、本日は、「福島県農林水産業振興計画」の進行管理と指標の見直しなどが議題としてあがっておりますので、意見交換をお願いします。本審議会での御意見は、より実効性のある施策とするための、とても重要なものとなります。本県農林水産業の発展のため、皆様には専門的知見に基づき、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。 |
| 司　　会 | ありがとうございました。では、規則により、会長が議長を務めることとなって |

| | |
|---|---|
| | おりますので、以降の進行は、議長である河野会長にお願いします。 |
| | －－議事録署名人指名－－ |
| 会　　長 | それでは、議事に入る前に、議事録署名人の指名をいたします。私から御指名してよろしいでしょうか。 |
| 各 委 員 | 異議なし。 |
| 会　　長 | では、議事録署名人を御指名申し上げます。お一人は、菊地裕委員、もう一人は、家久来克之委員に議事録の署名をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。 |
| 菊地裕委員 | はい。 |
| 家久来克之委員 | はい。 |
| | －－議事－－ |
| 会　　長 | では、議事（１）に入りたいと思います。<br>それでは、「福島県農林水産業振興計画の進行管理等について」、事務局より説明願います。 |
| 農林企画課長（事務局） | 農林企画課長の丹治と申します。どうぞよろしくお願いします。説明が長くなりますので、着座にて御説明させていただきます。<br>はじめに、「農林水産業振興計画」の構成や建付けについて説明をさせていただきます。会場出席の方はお手元の青いファイルの「概要版」を御覧ください。また、リモートで出席されている委員の皆様には、個別資料のフォルダの中の「00-8 福島県農林水産業振興計画【概要版】」をお開きいただきたいと思います。表紙をおめくりいただいて１頁の上段を御覧ください。計画策定の趣旨でございますが、四角の４つ目、本計画は、農林水産業・農山漁村の振興施策を進めていくため、県が長期的展望に立った施策の基本的な方向性を示すものとなっています。次に計画の位置付けですが、県政運営の基本方針である福島県総合計画の農林水産分野の計画であり、また、県農業・農村振興条例に定める基本計画にもなっております。また、この計画の下には約 40 の個別計画が位置付けられております。つまり、本計画では、計画期間の９年間を見通した基本的方向性を示すものであり、重点的な施策や品目等については、約 40 の個別計画等において具体的内容を定めるという建付けとなっております。<br>次に、４頁をお開きください。この計画においては、基本目標を「もうかる・誇れる・共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村」としております。その目指す姿としまして、中段にございます４つの目指す姿を掲げています。また、その下、①から⑥の６つの施策の展開方向で、目標・目指す姿の実現を図っていくというもの |

| | |
|---|---|
| | になっております。<br>次の５頁を御覧ください。６つの施策の展開方向ごとの取組の項立てと、県北からいわきまで、７地方ごとの計画を記載するという全体構成となっております。なお、これ以降、説明する資料のほとんどは、①から⑥の施策の展開方向ごとに取組状況等を整理しております。<br>次に６頁を御覧ください。６頁には、東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化の施策に関し、施策の方向性、背景と課題、具体的な取組を記載しております。そして、次の７頁になりますが、左側には具体的な取組の概要、右端の施策の達成度を測る指標という構成となっております。この指標は、いわば目標値のようなものでございます。この計画全体で 70 項目設定しております。なお、次の頁以降、他の５つの施策についても同様に記載しております。<br>次に、19 頁を御覧ください。下段にあります計画の進行管理でございます。計画を着実に推進するために、毎年度当初に、重点的に取り組む施策などを示した農林水産業施策の基本方向を策定します。また、毎年度、施策の進捗や成果を点検・評価し、それをもとに各地方において意見交換を行い、さらに本日開催しております審議会での議論を踏まえ、翌年度の施策の基本方向を策定し、実行するというものです。つまり、毎年度 PDCA サイクルをしっかりと回しながら進行管理をすることとしております。<br>続きまして資料１を御覧ください。リモート出席の委員の皆様は 01 のファイルをお開きください。農林水産業振興計画につきましては、昨年のこの審議会にお諮りした上で、一部変更を行っておりますので、その概要について説明します。見直しのポイントとしては大きく３点ございます。１点目は、令和６年６月に国において農政の憲法ともいわれます食料・農業・農村基本法を改正しました。それらを踏まえまして、昨年 10 月に福島県農業・農村振興条例を改正したことから、記載内容の整合性等を行いました。キーワードとして、食料安全保障の確保や家畜伝染性疾病対策、鳥獣害対策等を加えております。２点目は、第２期復興・創生期間後の対応を踏まえたものです。国の東日本大震災からの復興の基本方針や、東日本大震災復興加速化のための提言との整合性に留意した見直しを行いました。キーワードとして避難地域 12 市町村、農業の復興・創生に向けたビジョンや広域的な産地形成などの内容が新たに加わっております。３点目は用語・呼称、統計データ等の時点修正等を踏まえた見直しでございます。以上が見直しの概要でございます。<br>続きまして資料２を御覧ください。ファイル名は 02 の資料になります。こちらは振興計画の進行管理をどのように行っているのか、PDCA サイクルについて時系列に整理したものでございます。上段 CHECK の欄ですが、毎年４月から６月にかけまして、前年度の取組の成果・課題を分析し、とりまとめます。その上で中段 ACTION の欄になりますが、県内７地方での意見交換会、そして本日の審議会において、広く御意見を伺います。そして、PLAN の欄ですが、御意見等を踏まえて次年度の事業を構築し、４月に農林水産業施策の基本方向を策定・公表し、実行に移すという流れで、これを毎年度繰り返していくことで進行管理を行っております。 |

次に資料３を御覧ください。ファイル名は 03 の資料になります。これは昨年の審議会や各地方の意見交換会でいただいた主な意見と、意見をどのように施策に反映したのかを整理した一覧となります。PDCA サイクルのＡ「改善」と、Ｐ「計画」に該当する部分となります。なお、内容が後ほど説明する資料と重複しますので説明は省略します。

続きまして資料４を御覧ください。ファイル名は 04 の資料になります。こちらは構築した事業をもとに、今年度の施策の基本方向を整理したものです。左側に今年度重点的に取り組む施策、右側にそれを進めるための主な事業について記載しております。昨年度の審議会や意見交換会で、特に充実を求める声の多かった部分を紹介させていただきます。

中段の多様な担い手の確保・育成ですが、丸の２つ目、第三者継承による新たな担い手の支援や、丸の４つ目、市町村等の関係機関と連携した農業経営の伴走支援が重要といった御意見を踏まえ、右側の主な事業になりますが、丸の２つ目、第三者継承関係のメニューの強化や、丸の４つ目、農業経営・就農支援センターにおいて、相談対応や支援活動を行ってございます。次の頁になります。上から２つ目の欄、戦略的な生産活動の展開では、丸の１つ目と４つ目のスマート農業の導入推進や、気候変動に対応した生産技術の導入といった意見を踏まえまして、右側の主な事業になりますが、丸の１つ目、ふくしま型農業ＤＸ推進事業を強化するとともに、丸の４つ目、園芸品目におけるスマート農業の導入などの事業を実施しているところです。また、丸の５つ目には気候変動対応としまして畜産農家の暑熱対策を新たに事業化して実施しているところです。頁の一番下の欄、社会情勢に応じた対応では、人口減少や食料安全保障の観点から、移住就農の促進や新規事業として輸入依存度の高い大豆・麦・飼料作物の生産拡大に取り組むこととしています。

次に資料５を御覧ください。ファイル名は 05 の資料になります。先ほど説明しました資料３と４は、昨年度の審議会等を踏まえた令和８年度の計画でしたが、こちらの資料は令和７年度の１年間で農林水産業振興計画の実現に向けて組んだことを整理したものでございます。PDCA サイクルの DO に該当する部分でございます。６つの施策がございますが、それぞれ取組と実績を１頁にまとめているものでございます。主な取組について、概要を説明させていただきます。

１頁目、東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化でございますが、左上の生産基盤の復旧と被災農業者への支援では、２つ目の枠になりますが、水源となるダム・ため池の放射性物質対策を進めるとともに、農業者の機械・施設等の導入を支援しております。右側、避難地域等における農林水産業の復興の加速化では、下から２つ目の枠になりますが、市町村と連携して企業の農業参入を推進し、66 社との相談を実施しております。下段、風評の払拭では、右下の枠ですが、新たな販路・販売棚の確保に向けまして、首都圏など 48 企業、延べ 1,967 店舗においてフェアを開催したほか、オンライン商談会２回、バイヤーの産地ツアーを３回開催しました。

次に２頁を御覧ください。多様な担い手の確保・育成でございます。左上、農業

担い手の確保・育成に関し、１つ目の枠ですが、地域のモデルとなるような経営体の育成に向けまして、県農業経営・就農支援センターにおいて 1,451 件の相談活動を実施しました。また、一番下の枠ですが、都市住民の参入・定着の促進に向けまして、県外向け就農相談会を開催し、相談者 96 名に対応したほか、移住就農お試し体験を実施し、延べ 29 名に参加していただきました。

続いて３頁を御覧ください。生産基盤の確保・整備と試験研究の推進でございます。左上、農地集積・集約化と生産基盤の整備では、１つ目の枠になりますが、地域計画の実現に向けた取組を支援し、55 か所の地域計画実現推進強化地区を設定しまして重点的な支援を行いました。また、２つ目の枠ですが、農地の大区画化・汎用化、スマート農業に適した基盤整備を推進しまして、17 区で 85.9ha の整備を実施しております。右下、戦略的な品種・技術の開発では、２つ目の枠ですが、暑さに強い米や需要期に収穫できるももの品種開発を行ったほか、一番下の欄、気候変動に対応した生産技術の開発を進め、14 の温暖化に関する普及成果をまとめております。

続きまして４頁を御覧ください。需要を創出する流通・販売戦略の実践でございます。左上、県産農林水産物の安全と信頼の確保では、下から２つ目の枠ですが、ＧＡＰ取得を推進し認証ＧＡＰの取得経営体数は 787 経営体となっております。右上、戦略的なブランディングでは、２つ目の枠「福､笑い」の戦略的なブランド化に取り組み、認知度の向上に向け 422 回のテレビＣＭや 38 か所でタイアップフェアを実施しました。下段、消費拡大と販路開拓では、左側の２つ目の枠ですが、給食での地元産食材の活用を通じた地産地消を進めることと併せまして学校・保育所等 479 校において県産食材の購入を支援しております。

次に５頁を御覧ください。戦略的な生産活動の展開でございます。上段、県産農林水産物の生産振興では、左側の２つ目の枠ですが、野菜の産地育成を図るため、きゅうり、トマトなど７地区の生産拠点づくりを支援しております。左側下、産地の生産力の強化では、スマート農業の普及拡大をはじめ、園芸品目や畜産においても先端技術等の導入を推進しており、記載のとおりの成果となっております。右側の競争力の強化では、２つ目の枠ですが、県オリジナル品種による米どころ福島の評価向上の取組としまして、県オリジナル品種の作付けを推進し、「福､笑い」が前年比 140％の 280ha となったほか､各オリジナル品種の作付けが拡大しております。

次に６頁を御覧ください。活力と魅力のある農山漁村の創生でございます。左下、快適で安全な農山漁村づくりでは、２つ目の枠ですが、地域ぐるみで取り組む総合的な鳥獣対策の普及と、里山林の緩衝帯設置への支援を行い、14 か所に鳥獣対策のモデル集落を設置するとともに、11 市町・53 団体・約 102ha で緩衝帯等の里山林が整備されております。右上、多面的機能の維持・発揮では、一つ目の枠ですが、地域ぐるみや集落間連携等による共同活動を支援し、取組に必要な中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金の交付を行いました。

以上６つの施策毎に、令和７年度の主な取組を説明させていただきました。

続きまして資料６－１を御覧ください。ファイル名は 06-1 の資料になります。

指標評価の概要でございます。こちらはPDCAサイクルのＣであるCHECKに該当する部分であり、先ほど説明しました令和７年度の取組も含めまして、これまでの取組の結果、目標に対してどの程度進展があったのかを取りまとめたものです。下の方になりますが、評価・分析の部分の丸の１つ目でございます。100％達成したＡ判定が全体の54.3％、80～99％達成のＢ判定が32.9％で、合わせると約９割となっており計画が概ね順調に進んでいるものと認識しております。一方で、達成度が70％未満のＤの指標が７つございます。これらにつきましては現状分析や今後の取組につきまして、資料６－２を使って御説明させていただきます。資料６－２をお開きください。ファイル名は06-2の資料になります。こちらでは指標ひとつひとつの実績と、評価・課題や今後の取組等について整理したものでございます。達成度の評価がＤの指標が７つあると申し上げましたが、農業関連ではＤの指標が３つございます。ひとつずつ説明いたします。４頁お開きください。

一番上のNo29、第三者認証ＧＡＰを取得した経営体数です。Ｒ７年度とりまとめの欄になりますが、目標値1,250経営体に対しまして、実績は787経営体となりました。現状分析の欄でございますが、達成度が低い要因として、ＧＡＰ取得により経営の効率化が図られるものの、取引拡大につながる事例が少ないこと、また、認証取得に手間や費用が掛かることがあげられました。右側、今後の取組等の欄ですが、ＪＡとの連携により団体認証の取得拡大を進めるとともに、メリットを受けやすい農業法人を重点対象として支援を行ってまいります。また、流通・小売りのニーズを把握して、ＧＡＰ認証農産物によるマッチングモデルの創出を進めてまいります。

次の指標ですが、７頁をお開きください。No57、花きの輸出額となります。Ｒ７年度とりまとめの欄、目標値9,800万円に対しまして、実績は5,900万円となりました。現状分析の欄ですが、トップシェアの中国の実績が前年比65％と縮小したことで全体実績に影響したものです。右側、今後の取組等の欄ですが、引き続き県内産地に対して、輸出事業者を招へいし、海外販売店とのマッチングやＰＲ等を支援し、戦略的な輸出に取り組む産地を増やしてまいります。

次に、同じ頁のNo59、有機農業等の取組面積です。Ｒ７年度とりまとめの欄、目標値4,440haに対しまして、実績は2,418haとなりました。現状分析の欄ですが、特別栽培の認証面積が減少していることが原因で、生産者の大幅な増加は見込めない状況となっています。右側、今後の取組等の欄ですが、面積拡大を図るため、機械導入による生産の省力化や地域ぐるみの有機農業や特別栽培のレベルアップ、新たな担い手の確保に向けた研修受入体制の強化等に取り組んでまいります。以上がＤ評価の指標の説明でございます。なお、関連します資料６－３につきましては、県内７地方ごとに同じように指標を評価したものですが、こちらの説明は省略させていただきます。

次に資料７－１を御覧ください。ファイル名は07-1の資料になります。こちらの資料は、今年７月に実施しました県内７地方での意見交換会における主な意見をとりまとめ集計したものでございます。意見として多かったものとして、担い手の

分野では、農業担い手の確保が 13 件ございました。農村の人口が少なくなってきている中で、新規就農者に対する農業技術や資産の継承、また、農業短期大学校における即戦力を身に着けた人材の育成が重要といった意見がございました。生産基盤の分野では、農業生産基盤整備が 13 件ございました。ほ場の大区画化は当然のことながら老朽化した水路の補修、草刈り等の維持管理作業の負担軽減に向けた省力化技術の推進といった意見がございました。生産の分野では、生産振興が 15 件ございました。夏季の高温対策や、物価高騰等に伴う機械等の導入支援といった御意見がございました。農山漁村の分野では、地域資源活用が 10 件ございました。地元の資源を活用した６次化の推進に関する意見が多くありました。なお、資料７－２には、いただいた全ての意見と県の考え方についてひとつひとつ整理させていただいております。こちらにつきましては後ほど御覧ください。説明は省略させていただきます。農林水産業振興計画の進行管理に関する説明は以上となります。

続けまして、農林水産業振興計画の指標の見直しについて説明させていただきます。資料８を御覧ください。ファイル名は 08-1 の資料になります。

指標の見直しにつきましては、２に記載がありますように一定のルールがございます。（１）の現在の指標より、より良い指標があれば、従来の指標を取り下げて新しい指標にすることが認められております。また、（２）ですが、単年度の目標を 20%上振れ達成、または最終年度である 12 年度の目標を達成した場合は、上方修正の検討が求められております。逆に２年連続で 50%下振れした場合は、下方修正の検討が求められております。今回は、３つの指標について変更をしたいと考えております。別紙１を御覧ください。ファイル名は 08-2 の資料になります。

１つ目の指標、農林水産試験研究機関が開発した技術件数でございます。中ほどの欄、Ｒ７の目標値、変更前は目標を 140 件としておりました。これに対しまして、実績値が 184 件と上回っております。右側の見直しの理由等の欄になりますが、丸の２つ目、目標値見直しの理由ですが、年度別目標値に対し 20%以上上振れしており、目標値の上方修正を行いたいというものでございます。丸の３つ目、見直し後の目標値の設定根拠ですが、現況目標では毎年 35 件の成果を出していくというものでございますが、令和８年度の目標は、令和７年度の実績に 35 件を加えた目標値とし、以降、毎年同じ数の成果を積み上げていくという目標にしたいと考えております。

次に、２つ目の指標、地球温暖化等の気候変動に対応した農産物の生産技術の開発件数でございます。中ほどＲ７の欄、変更前の目標５に対しまして、実績値が 42 と大きく超過しています。右側、見直しの理由の欄ですが、丸の２つ目、年度目標値に対して 20%以上の上振れをしていることから、上方修正を行いたいというものです。丸の３つ目、見直し後の目標値の設定根拠ですが、農業分野においては、特に高温の影響が顕著となりました令和５年度以降、顕在化した課題や現場のニーズに対する研究や技術開発を重点的に推進した結果、成果が急増しました。令和８年以降については、福島県農林水産業の試験研究推進方針におきまして、引き続き温暖化を重点テーマとしております。今後も成果数の増加が見込まれますので、令

| | |
|---|---|
| | 和５～７年の平均成果数 12 件を毎年増加していく目標にしたいと考えています。<br>次に、３つ目の指標、防災重点農業用ため池整備着手数でございます。こちらは最終の令和 12 年の目標値のみを上方修正したいと考えております。見直しの理由等の欄、丸の１つ目、当初の指標の設定根拠ですが、この指標につきましては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づく工事等推進計画の目標と一致させているという指標です。丸の２つ目、目標値見直しの理由ですが、令和８年２月に推進計画の見直しを行い、対象のため池が６つ増えましたので、それと合わせた形で上方修正をしたいと考えております。<br>長くなりましたが（１）についての説明は以上となります。よろしくお願いします。 |
| 会　　長 | ありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただいた資料のうち、まずは資料１から７について御意見をいただければと思います。<br>農林水産業振興計画の進行管理になります。振興計画を推進していく上での課題や今後の方針、また、普段の業務において課題だと感じていることについて、御意見を伺えればと思います。<br>なお、本日は多数の委員に御出席をいただいております。<br>多くの委員から御意見・御質問をいただきますよう、最初に会場の３名の委員から御意見・御質問をいただき、その後、県から御意見・御質問に関しての回答や補足説明をしていただいた後に、リモート参加の委員２、３名を指名しまして御意見・御質問をいただくという形で進行させていただきたいと考えております。<br>御発言にあたりましては、時間の関係もありますので、お一人２分程度におまとめいただきますよう、御協力をお願いします。<br>それでは、会場参加の委員で御発言のある委員は挙手をお願いします。 |
| 家久来克之委員 | 福島県土地改良事業団体連合会の家久来です。２つございます。<br>１つ目は、地域計画の実現性に向けた取組の中で、市町村で公表しております地域計画を拝見させていただきますと、いわゆるほ場整備を過去に取り組んだ、例えば猪苗代町などですと、かなり集積・集約化が目標として掲げられているというのが拝見できております。ただ、それ以外に、失礼ながら現状を計画に載せているだけという地域もあるかと思いますので、そういった中で是非とも、基盤整備や営農に支障がある土地改良施設に関することなどについても地域計画の中に織り込んでいただけるような取組ができないかというふうに感じております。<br>２つ目は、多様な働き方という形の中で、どのように取り組んでいるのかお伺いします。新規就農者は 300 人台が続いている中で、農業者とお話させていただいた際に、果樹農家ですと手伝ってくれる方も高齢化しており、シルバー人材センターも人員がなかなか確保できないというお話をいただいたり、避難地域 12 市町村で帰還途上の区域での営農再開に向けて補助をしていただける人が少ないという現状を伺っております。こうした中において、深刻な担い手・人手不足に悩まれてい |

| | |
|---|---|
| | る農家を助けるためにという表現が正しいのかは分かりませんが、例えば県の職員が副業で農業支援をしていくというようなことは、今現在お考えになっているのかどうかということをお示しいただければと思います。 |
| 会　　長 | 引き続き、菊地委員よろしいでしょうか。 |
| 菊地裕委員 | 資料の中で何点か御質問をさせていただきたいと思います。<br>資料６－２の７頁で、花きの輸出額において、国別に見ると中国がトップシェアの実績ということですが、２番目、３番目はどういった国に輸出されているのかを聞きたい。<br>また、資料の見直し、別紙１について、大変研究機関の皆さんが頑張って実績を伸ばされており、大変苦労されているなと感じたところですが、どういった技術・開発がされているのか中身が分からないので、こういった技術という事例を２、３個御紹介いただければと思います。 |
| 会　　長 | ありがとうございました。<br>では、引き続き小河原委員（代理）、お願いします。 |
| 鈴木秀子委員（代理出席：小河原貴之氏） | 福島県栄養士会の小河原と申します。<br>私の方から１点ですが、担い手の確保が今後の課題等に掲載されておりました。栄養士の方でも、栄養士になる方がいらっしゃらず福島県でも養成校が３つあるところが２つ閉鎖になりまして、管理栄養士がどんどん減っている現状でございます。おそらく農業においても、担い手が減っているところで何か具体的な対策はありますか。ちなみに栄養士会としては、育成校に出向いて栄養士の業務説明や、学生からの仕事の質問に回答したりしております。 |
| 会　　長 | ありがとうございました。<br>それでは、ただいまの質問につきまして、県から御質問への回答及び御意見に対する補足説明をお願いします。 |
| 農林水産部次長（農業支援担当） | 農業支援担当次長の倉澤です。私の方から、担い手に関するお話が家久来委員から２点、小河原委員から１点あったかと思いますので、その点についてお話をさせていただければと思います。<br>まず、地域計画に関する御指摘についてです。地域計画を改めて見てみると、今まで取り組んできた内容がそのまま記載されているという御指摘もあろうかと思います。現在の地域計画は、令和８年３月末時点で 57 市町村 1,005 の地域計画が策定されている状況でございます。改めて地域計画を御説明しますと、地域農業の将来をどのように営んでいくべきかというのを地域の方々に話し合っていただき、地域農業の将来像を描き、どういった方々に農地を預けて、今後の地域農業を守っ |

ていくのかというのを大くくりで定めるものということになっております。地域計画の内容について、ほ場整備を実施したところに限らずということかもしれませんが、ほ場整備の実施や土地改良施設の運営管理についても一緒に話をしてみてはどうかという御指摘がありました。その点につきましても地域計画の前段で、人・農地プランというものが作成されておりまして、そこから引き続き地域計画という形になってきたという経過もございます。人・農地プランから地域計画に移っていく過程の中で、基本にあるのが地域の農業をどう守っていくのかということになります。担い手への集積が確かにクローズアップされたものになっておりますが、そういった担い手に集積する過程において、水路をどう守っていくのか、道路をどう守っていくのかなどに関しましても合わせて話し合いを進めているということもございます。確かになかなか手の出しづらい分野ということもありますし、委員からの御指摘にもありますが、担う方々が少なくなっている中で、どういうふうに解決していくのかは非常に難しいところであります。地域の農業・農村を維持していく施策は単一のものではございませんので、いくつかの対応・対策を組み合わせて実施していくということもあります。そういった中で地域計画のブラッシュアップも我々のところで進めていますが、ブラッシュアップの過程で様々な対応を説明させていただき、地域に合った対策というものも誘導させていただきながら進めていきたいと考えております。

また、２点目についてですが、働き方というキーワードの中で、人手不足に対してどのように対応しているのかという部分と、県職員の働き方についての２点があったかと思います。まず、前段の人手不足の対応に関しまして、県域の関係機関・団体が中心になりますが、農業労働力確保調整会議を毎年１、２回開催させていただいておりまして、その中で、作業の労力が不足してくる部分に関しまして様々な情報交換・意見交換を行っております。最近出てきている話としましては、もともとＪＡグループで福島農業求人サイトを運営していますが、それだけではなく、短期間の労力を補完するために最近は民間のバイトアプリを使いながら斡旋するという業務もございます。各ＪＡにおいても農業者に紹介しているアプリもございます。主なところで２社ぐらいの求人サイトがあり、そういったものを組み合わせながら労力の調整をしていきたいと思います。また、分野が違うかもしれませんが、農業労働力確保調整会議に授産事業振興会の方も入っておりまして、農福連携の取組もできるところから対応を進めていきたいと考えております。

県職員の関係については、まだ議論が進んでおりませんので参考の意見としてお伺いさせていただければと思います。

次に、小河原委員からお話のありました、担い手の確保についてです。まず、担い手の不足はどの分野においても進んでおり、農業の分野にしても、他の分野にしても、新たに取り組む方をいかに育成・確保していくのかが大きな焦点になるのかなと思います。その中で、新規就農や農業法人の育成参入というところに力を入れております。３年ほど前になりますが、農業経営・就農支援センターを開所しまして、就農や経営の相談に対応しております。もともと、農業関係ではそういった取

| | |
|---|---|
| | 組や相談対応をしております。県の出先事務所や市町村、農業団体で実施しておりますが、そういった諸々の対策・施策をひとつの場所で聞いて、どうしたら良いのかをまとめた方が効率的・効果的ということもあり、３年前に開所し、相談を受け付けながら、寄り添いながら対応しており、新規就農者の確保、法人の育成を進めているところです。先ほど、事務局説明で 1,400 件の相談があるということですが、最初の年も 1,300 件、昨年も 1,400 件と、非常に関心の高い取組になっておりますので、そういった観点からも新規就農者の育成・確保を進めていきたいと考えております。 |
| 園芸課長 | 園芸課長の長谷川です。花きの輸出について御回答いたします。最初の説明のとおり、１番輸出が多い国は中国で、昨年度実績だと 39,948 本で全体の 32.5%を占めていた状況です。続く輸出先はベトナムの 33,407 本で 27.2%、次がアメリカの 18,879 本で 15.4%となっており、そのほか台湾や香港があります。説明にありましたとおり、令和６年は６万本強あった中国への輸出が、中国の経済事情を背景に４万弱まで減ってしまっていることが一番苦戦している原因です。そういったことを踏まえまして、アメリカ、特にグアムの輸出業者と連携し、新たに輸出を始めております。今まで、ゆきやなぎと、ツツジ類がほとんどでしたが、昨年から試行的に会津地方のかすみそうと、県南地方のゆり類を輸出しております。今年度も続けており、会津地方のかすみそうだけでなく他の草花も予定しているほか、県北地方の産地とも協議している状況です。 |
| 農林企画課 | 主な研究成果につきまして、近年、普及に移しうる成果等としてまとめられたものとして、生産性向上のためのきゅうりのつる下ろし栽培や、ナシのジョイントＶ字トレリス栽培、防除関係ですとナシ黒星病を防除するための管理方法など、すぐに現場で役立つ技術が開発されているところです。 |
| 会　　長 | ありがとうございました。補足等はありますか。委員の皆様も何かありますか。<br>では、続きまして、リモートで御参加の委員で御発言のある方は、Zoom の手を挙げる機能で挙手をお願いします。挙手がなければ順番にお願いしますがよろしくでしょうか。順番ということで紺野委員、原田委員、佐川委員のお三方から、御質問・御意見をいただきたいのですがよろしいでしょうか。<br>では、最初に紺野委員からお願いします。 |
| 紺野宏委員 | 資料７－１の意見交換会において、復興分野のうち風評払拭が１件と意見が少なく農家などの方々の関心が薄れたのかとも感じられますが、県としての見解はいかがでしょうか。 |
| 会　　長 | ありがとうございました。続きまして、原田委員からお願いします。 |

| | |
|---|---|
| 原田英美委員 | 先ほども担い手の育成に関して質問や意見がありましたが、県内の意見交換会でもそこに関して御意見が多かったこともありますし、私が実際に県内のあちこちに行っても、担い手の高齢化が進んでいて新しい担い手の育成がすごく課題だなと感じております。特に、若い担い手の人を増やしていくというところにも関係していると思います。今回のところで、スマート農業に関して、中山間地域でも実証の事業がされているというところですが、特に中山間地域どのようなスマート農業を進めているのかを詳しく教えてもらえればと思います。 |
| 会　　長 | ありがとうございました。続きまして、佐川委員からお願いします。 |
| 佐川京子委員 | 消費者団体の佐川です。消費者側からしますと、最近の米価の乱高下について、昨年はかなり高かったのですが、今年は報道でもありますように米価が下落するということで米づくりを辞める人が増えるということでした。消費者としましても日本の美味しいお米を食べ続けられるのかということが不安になるような報道がなされております。県内で新規就農者や新しい法人の参入を進めているということでありますが、農業従事者の平均年齢も 70 歳ぐらいに高齢化しているということです。消費者としても将来に渡って安全な日本のお米を食べ続けられるかということを不安に感じております。県としましては、新規参入を進めるということももちろんでありますが、今頑張っている方がさらに続けられるような施策はありますか。将来的に福島県の米づくりが持続可能であってほしいと願っております。福島県は大丈夫だ、というのを聞きたいのが一番ですが、県としてどのような認識を持っているのかをお聞きしたいと思います。 |
| 会　　長 | ありがとうございました。では、まず紺野委員からの、復興に対して意見が少ないことに対して疑念を持っているということですが、県としていかがですか。 |
| 農林企画課長 | 風評払拭の意見につきましては、南会津の意見交換会で出された意見でありまして、きのこの出荷制限を解除してほしいとの御意見をいただきました。県としましては、復興に関しましては 15 年が経った現在においても最も大きな課題だと認識しております。一方で、今回の地方別意見交換会の中で意見はほぼなかった状況でございますが、農林水産業の復興は非常に大きな課題だと認識しておりますので、引き続き、しっかり進めてまいります。 |
| 会　　長 | 永傳委員から手が挙がっておりますので何か御意見はございますか。 |
| 永傳美夏委員 | ありがとうございます。桑折町で桃農家をしている永傳と申します。６年前に移住をして桃農家になりました。今、移住体験のイベントを 14 会場でされており、そのうち２会場で夫が担当者としてお話をさせていただいたこともありました。移住体験を通して来てくださいという話をしているかと思いますが、来てもらった後 |

| | |
|---|---|
| | の対応はどこまでお考えでしょうか。そのサポートがしっかりしていないと、農家になりたい、就農したいと言った方ができなかったというふうになってしまうので、どこまでサポートがされているのかと思い質問させていただきました。 |
| 会　　長 | ありがとうございました。今の質問は担い手に関することなので、他の委員の担い手に関する御意見と合わせて回答をお願いします。 |
| 農林水産部次長（農業支援担当） | 担い手に関する内容、様々な要素を含めまして３名の委員の方々からお話があったかと思います。まず、共通しているところとしては、高齢化が進んでいて平均年齢が上がっている状況の中で、これから農業生産活動をどのように続けていくのかという御指摘、それから中山間地域でのスマート農業に関してはどのような取り組みをしているのかという観点、また、永傳委員からいただいた移住体験のそのあとのサポートという観点かと思います。<br>１点目と３点目をまとめてお話させていただきます。高齢化が進んでいる中でどのように農業生産を維持していくのかという観点につきましては、先ほど地域計画という御指摘もありましたが地域の農業の将来をどのように維持していくかという観点での計画策定を進めていくということがあります。それから、その過程の中でどうしても従事者が減少していくことは避けがたい現状にありますので１経営あたりの生産の規模をいかに大きくして担っていただけるのかを考えながら、先ほど御指摘いただきました集約した結果としてそれ以外の周辺の部分、例えば農業施設の維持管理をどうするのかということについても地域計画のブラッシュアップの中で、地域の実情に応じた最適な方法を議論しながら進めているところでございます。その中で、安全というお話もいただきましたが、農産物の安全に関しましては引き続き放射性物質や制度に基づくトレーサビリティは当然進めてまいりますが、それ以外にも農業生産工程管理、いわゆるGAPといわれるものも取り入れながら経営に役立てつつ、消費者に安全にお届けできるような農産物の生産も進めていきたいと考えております。<br>移住体験につきまして、御協力いただきありがとうございます。その中で御指摘いただきました、体験をしていただき、様子が分かった後のフォローアップをどうするのかということですが、先ほどお話しさせていただきました農業経営・就農支援センターにおいて、様々な形での御相談を受け付けております。農業関係の相談は市町村や県、農業団体などで受け付けておりますが、それぞれ持っている施策対応がイコールであったり若干違ったりしております。ただ、就農されたい方は様々な考えや御意見があって自分の目指すところも千差万別ということですので、それぞれが持っている施策のどれが就農者に合うだろうかということを一元的に受け付けているセンターになっております。一旦、お試しという形で状況が分かったということで、興味が出て、自分はこういうことがしたいという御意見があれば就農支援センターで受け付けて、フォローアップ支援や伴走支援をしながら最もその方に適するものは何かということを相談させていただいております。相談件数は昨年 |

| | |
|---|---|
| | 度 1,400 件のうち、継続的に支援する方々に満足度のアンケートを実施してみると、ほとんどの方が満足しているという回答をいただいておりますので、継続的な支援をしていきたいと考えております。 |
| 農業振興課長 | 中山間地域のスマート農業のお話をいただきました。スマート農業は現場でも大変注目されておりまして、平坦地域ではスケールメリットをいかしてだいぶ導入が進んできております。一方で中山間地域については、なかなかスケールメリットをいかしにくく、山間の地形等が不利な条件になってしまうことがあります。そのようなことがありますので、現場でスマート農業の導入課題を抽出しまして、令和８年度については中山間地域 14 か所で、技術実証を実施しております。主なものを紹介しますと、ドローンを活用し水稲の防除や肥料の散布といった中間管理作業を実施しております。こちらは令和７年度から福島県で本格的に運用しております高精度な位置情報を提供するＲＴＫシステムを県内全域で開始しております。こういったものがより有効に活用できるかという視点で水稲にて実証しております。また、同じく水稲ですと、中間管理作業で問題になる草刈り、除草があります。こういったものについては、ラジコンの草刈り機やロボット草刈りを実際に中山間地域の現場で入れて作業の省力化や軽労化の視点からデータをとって技術実証を進めているところでございます。また、園芸作物につきましても例えば田村地区のピーマンにおいて実施しておりますが、ほ場に行く回数を少なくしつつ、一定の品質の生産量を上げていく視点で、リモートで栽培状況を監視し、管理していく技術の実証をしております。このように、現場に根ざした課題として本年度は 14 か所で実施しております。 |
| 会　　長 | ありがとうございました。ただいまの回答に関しまして、何か追加で御意見はございますか。永傳委員お願いします。 |
| 永傳美夏委員 | 移住体験のところに参加した方が、満足したという回答をしたというお話をいただいたのですが、満足した方のうち、就農したいや移住したいと回答した方はどのぐらいいらっしゃいますか。先ほどの支援センターのお話も、よくある話ですと、相談してもたらい回しにされたというお話を聞くこともあるので、どこまでサポートしていただいているのか。また、農家を紹介していただける、さらにどういった行動をしたらよいのかなど具体的なところまで相談できるところなのか教えてください。 |
| 農林水産部次長（農業支援担当） | 改めて御説明させていただきますと、先ほど満足しているとお話ししましたのは、移住体験に参加された方ではなく、農業経営・就農支援センターに相談にきて、その相談の内容に関して満足されたと回答をいただいた方です。具体的に申し上げますと相談件数1,400件のうち継続支援している200件にアンケートをとらせていただきまして、概ね満足が３件で、他は皆さん満足しているという回答をいただい |

| | |
|---|---|
| | たところです。大変申し訳ございませんが、お試し就農に関してのアンケート調査は実施していなかったので、今後、御意見を参考にさせていただきながら検討させていただきます。<br>　また、就農支援センターがどこまでサポートしているのかというさらなる質問かと思います。今、委員からも御指摘がありましたとおり、就農支援センターができる前はたらい回しということもあったと聞いております。そういったところだと一元的な支援がしづらく、また、御指摘がありましたとおり次にどういう行動をとったらいいのか分からないという御意見があったので、それにお応えできるように就農支援センターが３年ほど前に開所いたしました。就農支援センターには、県やＪＡ、農業会議の職員がおります。さらに福島市にあるだけでなく、７つの県の行政区単位の中にサテライト支援員を置いておりますので、その方々が様々な支援策をどういうふうに使ったらいいのかというアドバイスをさせていただきます。委員からお話がありましたとおり、相談に乗るだけでなく次の行動をとるために、どこにどういう風に行ったらいいのかというところもサポートさせていただいております。重点支援対象という方々を定めておりまして、継続して様々な対応が必要な方々には、専任で細かい御相談に対応しております。例えば、法人にしたい場合には、社会保険労務士や法律に関わる専門家とチームを組んで対処しているという事例もございます。一言で言えば伴走支援という形もとらせていただいております。できるだけきめ細かい対応ができるよう就農支援センターで頑張っているところです。<br>　今後も移住定住だけでなく、新規就農の先駆けになる方でもありますので、今後もお世話になりながら対応していきたいと思いますので御協力をよろしくお願いします。 |
| 会　　長 | 永傳委員、よろしいでしょうか。 |
| 永傳美夏委員 | ありがとうございました。 |
| 会　　長 | それでは、続きまして、鈴木委員と清水委員から御意見をお願いします。 |
| 鈴木ふみか委員 | 南相馬市で農業法人をしております鈴木です。私の方から確認・要望になります。１点目は新規就農者の資格取得の支援や拡充、２点目は農地周辺の森林管理や伐採費用、瓦礫撤去への支援、３点目は機械導入補助事業の年度制約の緩和についてお願いがあります。<br>　まず、資格取得支援についてです。私の会社でも新規就農者の確保ということで、会社の平均年齢が 27 歳と若手の農業者が集まっている会社であります。就農した人や農業短大ではなく、農業高校や一般大学を卒業して入ってきてくれている方々がいるのですが、高校卒業後に就農した場合は、普通自動車の免許で精一杯なところであります。現場では、大型特殊やフォークリフトなど大型・中型の資格が必要 |

| | |
|---|---|
| | になってくる場面がある中で、南相馬市独自に新規就農者へ資格取得の補助を出していただいておりますが、新規就農してから１年間という制限があります。最低でも３年間は資格取得の補助を継続して受けさせていただければと思います。若手の農業者は一つの免許をとるので精一杯で、経済的な面でも大きな負担になりますので、資格取得の補助を３年ほどしていただければ、現場での即戦力になります。様々な農業法人の求人票を見ますが、大型特殊やフォークリフトなどの資格が求められていることが多いので、資格を持っていると担い手の確保に繋がると思います。そこに支援があると若手の方々も入りやすいと思いますので、そこの部分をお願いします。<br>　次に、農地周辺の森林管理や伐採費用、瓦礫撤去についてです。私たちが管理しているほ場については、地権者の方々から基盤整備後のほ場をお借りして、集約して管理しております。そこに面している山に関して、農地に倒木や枝が張りだしているときは地権者の方々に了承を得ながら伐採したり、集落の営農改善組合にお願いして伐採の費用を出していただいたりしておりますが、伐採の費用も高い金額になっていて、営農改善組合の負担にもなっております。南相馬市から避難している方々に営農改善組合を通して、こういうことでお金が必要だと営農改善組合の会議で話をしていただいているのですが、地元にいない方々は実際に見ていないのでお金を出したくなく、伐採が進まない場合もあります。県道や市道沿いの森林の管理が行き届いていなく、大型機械で走行中に避けて通ろうとして事故に繋がる場合や、大型ダンプも避けて通行しており作業員が軽トラで正面衝突しそうになった話も聞いているので、管理を徹底していただくか、森林伐採・撤去に関する支援をしていただきたいと思います。さらに、基盤整備をしたほ場についても、その後、瓦礫が出てきたり、もともと、基盤整備の中に瓦礫撤去の費用が入っていないことから、基盤整備後のほ場においても瓦礫が出てきてしまっているので、後から出てきた瓦礫についてもほ場整備事業の中に瓦礫の撤去の部分を見ていただけないかなと思います。<br>　そして、機械導入の支援制度の緩和についてです。私たちの会社でも機械導入の支援をしていただきすごく助かっているのですが、近年の資材高騰や物流の影響によって、農業機械を注文してから納品されるまでの時間が長期に渡るケースが増えております。単年という制約の中で処理するのが難しいので、現場の状況を見て制度の運営をお願いしたいと思います。 |
| 会　　長 | 　ありがとうございました。清水委員お願いします。 |
| 清水裕香里委員 | 　ＮＰＯ法人Ｊｉｎの代表をしております清水です。いつも県の皆さんには御尽力いただきありがとうございます。<br>　去年、大変米が高くて、それに釣られて花の値段が下落するということがあって、花農家も肥料や資材の高騰で経費が掛かって、今年は冬の暖房代がどうなるのか不安なところです。コマーシャルなどでは、内堀知事がお酒やもも、お米、きゅうり、 |

| | |
|---|---|
| | トマトなどを積極的にＰＲしておりますが、花についてももう少しＰＲをしていただけるといいなと思います。 |
| 会　　長 | それでは、県から回答をいただきたいと思いますが、先ほど佐川委員から米価の乱高下・安定についての御意見がありましたのでそこについても合わせて御回答をお願いします。 |
| 水田畑作課長 | 米価の件につきまして、御説明いたします。御承知のとおり、米価については令和７年産が非常に高い金額で売り買いされたということがあります。令和の米騒動として、世の中的には米が高くなり、消費者も御認識されていると思います。高騰が続いた米価について、令和８年産米については全国の各農協において出している概算の金額については昨年と比べると、金額が１万円程度、30%から 40%安い金額が提示されておりますので、令和８年産米については令和７年産より安くなるのかなと思っております。背景としましては、令和８年６月末現在の民間の在庫が 243 万ｔということで、過去に例を見ないほどの在庫を抱えているということが挙げられます。そうした中で、県としてもかねてより米については需要に応じた生産を推奨しております。主食米の生産については、需要に応じた生産を進めており、主食用以外の米も生産する形で農業者の方々に推進しているところです。例えば、加工用米や、国内の主食ではなく海外への輸出に向けたお米の生産も進めております。<br>また、麦や大豆の生産も推進しております。国内の食料自給率向上に非常に役立つということもありまして、穀物を国産化していくということも併せて推進しているところです。先ほど申し上げましたとおり、主食用米の在庫がたくさんある状況でありますので、主食用米以外のものを作りながら農業経営が継続できるようにしてきたいと考えております。 |
| 会　　長 | それでは、鈴木委員からありました補助事業関係につきまして回答をお願いします。 |
| 園芸課長 | 園芸課では、パイプハウスや大型施設の整備を支援しております。事業によってではありますが、大きな施設においては、当然、工期が複数年掛かるようであれば、複数年で計画を策定できる事業もございます。また、原則単年度事業については、見積もりを取った段階で年度内に納品ができないようであれば、翌年度実施するよう計画策定段階から相談させていただければと思います。例えば、パイプハウスであれば、施行まで含まず資材の納品で事業完了という対応をしております。運用という部分であれば、要綱・要領が定まっておりますので、特別の事由がない限り、繰り越しは難しいのですが、単年度の中でどのように使っていくのかについては事業の内容に応じて御相談させていただければと思います。 |
| 会　　長 | 今の件は、昨今、農業機械がなかなか納品されないということに対しての御意見 |

| | |
|---|---|
| | だったと思います。場合によっては年度を超えた契約について御検討いただければと思います。他の件について、お願いします。 |
| 農林水産部次長（農業支援担当） | 鈴木委員から御指摘のありました就農関係と補助事業の関係についてです。新規就農者に対しては様々な支援対応が必要だと思います。先ほど就農支援センターの件をお話させていただきましたが、そういった対応であったり、様々な相談を受けている中で就農準備のための資金の交付であったり、移住定住の一つの事業のメニューの中でも、移住するということに対して資金を交付するというものもあります。いずれにしてもどういった形でどういうふうに就農するのかということをあらかじめ御相談をいただきながら対応していくことが大事になってくると思います。最寄りの農林事務所や市町村を経由してでも、就農支援センターに御相談をいただきながら今後対応させていただければと思います。資格取得支援につきましては、御要望と承っておりますので、県としても検討してまいりたいと思いますし、内容によっては国に対する働きかけも必要になってくると思いますので、御意見として承りまして、今後の参考にさせていただければと思います。先ほどの施設整備に関する補助と同じような内容になってまいりますが、機械の整備に関しても基本的に行政としましては年度というものがあります。ただ、お話のありましたとおり、昨今、施設や機械は注文があってから製造に入るということもありますので、なかなか難しいというところもあるかと思います。先ほどの話と共通するのですが、どういった形で事業を実施したらいいのかという段取りを組んだりアドバイスをしたりしておりますので、繰り返しになりますが、できるだけ早い段階から御相談をいただきながら当年度あるいは次年度に向けてどう対応していったらいいのかということを相談させていただければと思いますのでよろしくお願いします。 |
| 農林水産部次長（森林林業担当） | 森林林業担当次長の宗方です。農地周辺に山から枝が出ており営農に支障をきたしているというところで、今までの状況を伺いますと所有者を確認しながら、営農改善組合での費用負担も相当なものになっているとのことですので、個別具体的な状況によって出来るところと出来ないところがありますので、まずは農林事務所に御相談ください。森林担当としても農業担当部署とあるいは市町村と上手く連携しながら課題解決に向けて取り組んでいきたいと思いますので改めて御相談いただければと思います。よろしくお願いします。 |
| 園芸課長 | 花のＰＲについてお答えさせていただきます。コロナ以降、花のメイン事業であったお葬式も家族葬となり、需要が少ない中、厳しい状況であることを現場から聞いているところです。県としても、福島の花を愛でるライフスタイルとの名のもとに、県民が自ら花を飾って豊かなライフスタイルを送っていただきたいということで様々なＰＲを実施しているところです。一つは Instagram におきまして、旅館や観光施設に花を飾っていただきましてそれを御紹介する。また、県内の小学校で花育として、小学生を対象に県内の花を使ったフラワーアレンジメントを実施してお |

| | |
|---|---|
| | ります。また、ＦＭふくしまに御協力いただきましてラジオにおいて、季節ごとの県産花きのＰＲをしております。また、再来週の連休では、うすい百貨店において、華道部やフラダンス部の高校生、さらにフラワーデザイナーとコラボをしまして県産花きのアレンジメントを行いながらＰＲを予定しております。様々手法はあるかと思いますが、県産花きのＰＲについてはこれからも努力してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。 |
| 農村基盤整備課長 | 基盤整備実施中の石や瓦礫撤去についてですが、大きな瓦礫等につきましては、区画整理工事でブルドーザーが入っている間に取っております。取り切れないものにつきましては、区画整理工事後、補完工事を設け瓦礫等を取ります。その際に現場立ち会いをお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。 |
| 会　　長 | ありがとうございました。佐藤委員と石井委員から意見をいただきたいと思います。 |
| 佐藤ゆきえ委員 | 佐藤です。先ほど家久来委員が仰っていた、県職員が農業のお手伝いをする気があるのかということについて、良いことを言ってくれていると思っておりました。実際、山形県では、県職員や市役所職員が朝に農家の手伝いをして、自分たちのブランドであるサクランボという品目を守るために県民一体となって取り組んでいるという事例を聞いております。福島でも沢山の県産品、農産物がありますので、県職員に手伝ってほしいという訳ではないのですが、一つの手なのかなと考えておりました。是非、耳に残していただければと思いました。<br>人手不足に関しましては、どの業界も同じだと思います。私たちもこれから、この仕事は誰にやってもらったら良いのかなと、考える部分が沢山あり、様々な媒体を使って、臨時的に作業をする人を募ってなんとかやっているところではあります。とにかく物価は高騰しておりますし、今回、最低賃金もかなり上がりますし、こういったところを解決しながら経営をしていくのが、私たち経営者の腕の見せ所だと思うのですが、やはり行き詰まってしまうことが多々あります。先ほど、新規就農の営農をサポートするという県からの回答がありましたが、私たちのような中間的な農業法人の経営に関してのアドバイスをいただける機会があれば、なお良いのではないかと思いました。 |
| 会　　長 | ありがとうございました。それでは、最後に石井委員お願いします。 |
| 石井圭一委員 | ありがとうございます。東北大学の石井です。私の方でも、振興計画においても担い手、経営継承の問題は非常に関心を持たれているということがよく分かりましたし、そこを中心に議論がされたのではないかと思います。<br>その中で第三者継承ということを前に出して取り組まれようとされていることについては非常に期待したいと思います。第三者継承となりますと、新規就農者に |

| | |
|---|---|
| | 対して関心を喚起することも重要ですが、どういった形で継承の準備をするのかということも非常に大きく関わってくるのかと思います。継承施策において、とりわけ第三者継承を含めて、生産者の方に対してどういった形での広報であり、理解の向上を図っているのかについて聞きたいと思います。場合によっては、いきなり辞めて第三者継承ということはなかなか出来ないと思います。リタイアには数年の準備期間も必要になってくるのではないかと考えました。<br>もう一点は、同じく経営継承ですが、有機農業で目標に達していないということでしたが、福島県だけに限らないことではあると思いますが有機の認証があっても、認証がなくても土づくりがされてきた農地がどういうふうに継承されているのか、それとも継承されていないのかについて分かる範囲で教えていただきたいと思いました。よろしくお願いします。 |
| 会　　長 | それでは、県からお願いします。 |
| 農林水産部次長（農業支援担当） | 佐藤委員からありました、また、家久来委員からも冒頭に御指摘のありました県職員の農作業の手伝いという点ですが、公務員ですと公務員法に様々な規定があり、人事との調整が必要になってくるということもありますので、審議会からの御意見と言うことでここでは承らせていただきます。<br>人手不足という点に関しましては、様々な分野で多々ありますが、そういった点についても先ほど御説明させていただきました様々な手法を使いまして農業の経営が継続できるような、人手不足が解消できるような取組を進めていきたいと思います。県職員の部分については様々な調整がありますので、ここは御意見としてお伺いさせていただきつつ他の事例も検証させていただければと思います。<br>また、石井委員から経営の継承について、準備段階からどう進めるのかが大事なのではないかとの御指摘がありました。経営継承の視点におきましては、農業経営をどのようにしたいのかということを今の経営者や、これから営農したい・拡大したい方々の双方の御意見が非常に大事になってくるのかと思います。あらかじめどうしたいのか、ということを調査して、どのようにマッチングをしていくのかが大事になってくると思います。地域計画の中で、今後の農地をどういうふうにするのかについて、今後検討すると回答いただいている農地がありますが、そういった所については経営体の状況を把握しながら、今後新たに担おうとする農業者を対象として資産の評価ができるような体制を今年度から整えているところです。果樹の盛んな県北地方ですと、果樹の台帳が整備されている地域もありまして、成園化した果樹園地が継承可能な財産という見方をしながら、高齢化で離農しようとする方の園地をどのように継承していくかを一覧にしたり、マップを作ったりするところもあります。事前の準備をして、これから営農したい・規模拡大したいという農家の方々に情報提供しながら、それぞれの目指す方向を上手くマッチングさせていけたらと思います。経営の継承に関してはまだまだ事例が少ないということもあります。県内においても、農家のもとで働いてきた方が信用を積み重ねて経営を継承し |

| | |
|---|---|
| | た事例もありますので、他県の事例を参照としながら、経営の継承が上手く進む体制を作っていきたいと思います。 |
| 環境保全農業課長 | 環境保全農業課の網中です。有機農業の継承ですが、どのぐらい継承されたのかのデータは収集しておりません。ただ、有機農業をやられている方につきましては、首都圏から、新たに有機農業をやりたい方を呼び込んで技術の継承をしているケースもありますので、せっかく土づくりをした農地が引き継がれないということはないのかと思います。 |
| 会　　長 | ただ今の御回答に対して、さらに御意見はございますか。ありがとうございました。<br>次の議題に入らせていただきます。資料８の農林水産業振興計画の指標見直しについて、御意見をいただきたいと思います。本件について、御意見・御質問がある方は挙手をお願いします。よろしいですね。それでは、３件の指標の見直しについて、県から提出された内容に異議はありますでしょうか。 |
| 各 委 員 | 異議なし。 |
| 会　　長 | ありがとうございます。本審議会としては、指標の見直しについて異議なしといたします。なお、見直し指標のうち総合計画にも掲載されている指標については、今後、総合計画審議会への報告等を経て、見直しが行われますので、引き続き事務局で進めていただきたいと思います。<br>本日、農林水産業振興計画の進行管理及び計画の指標見直しに関して、委員の皆さまから貴重な意見をいただきました。本日の意見については、私と事務局で整理させていただき、とりまとめることとしてよろしいでしょうか。 |
| 各 委 員 | 異議なし |
| 会　　長 | それでは、私と事務局で作業させていただきます。<br>議事（２）その他について、皆様から本日この場で確認したい事項等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。何か言い切れなかった御意見等がありましたら、この場でなくとも事務局まで提出していただければと思います。詳しくは後ほど事務局から説明がございます。<br>それでは、以上で本日の議事を終了し、議長の職を終了させていただきます。本日は、円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。 |
| 司　　会 | 河野会長ありがとうございました。それでは事務局より連絡事項がございますのでお願いします。 |

| | |
|---|---|
| 農林企画課長<br>（事務局） | 事務局より意見の追加提出について御連絡申し上げます。本日は委員の皆様から貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。時間の都合上、充分に御発言いただけなかった内容もあるかと思われます。追加の御意見がありましたら、様式は自由で差し支えございませんので、９月１８日（金）までにメール等で事務局まで御連絡いただきますようお願いします。以上となります。 |
| 司　　会 | それでは、これをもちまして、令和８年度第１回福島県農業振興審議会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。<br><br>（以　　上） |